

東京弁護士会 期成会

2008年度 私たちの政策

発行人
東京弁護士会 期成会
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-6-6
小谷ビル4F
日比谷シティ法律事務所内
☎ 03-3580-6103 FAX 03-3580-6104
発行責任者 代表幹事 中村 雅人
政策委員長 並木 政一

まえがき

今年度の私たちの政策について

今年の政策ニュースは、例年とは違うスタイルとなった。

第1に、網羅的に課題を取り上げることをやめた。昨年度と内容が基本的に変わらないものもあるし、正直などところ、期成会として独自性をもった政策を提言できない課題もあるからである。

その代わりに、第1部の冒頭に、「最近の情勢と期成会の基本的スタンス」として、私たちの立場をコンパクトにまとめた。他にも重要なテーマについては、現在の情勢に即した政策を掲載している。したがって、ここに取り上げていない課題の概要については、昨年度の政策をみていただきたい。

第2に、弁護士・弁護士会の将来を見据えた斬新な提言を、執筆者の氏名を明示して掲載することにした。この第2部の部分を政策論集としたのは、期成会の意見としてまとまるまでに至っていない、いわば試論だからである。未来に永続する弁護士会の運動のために、これまでなかった視点の一つを提供するものである。非現実的との批判を受ける構想もあるう。異論や反論は、むしろ期待するところである。

もとより、私たちは日弁連に結集して司法改革を前進する立場であるが、他方で、もっとも重要で、かつ悩ましい法曹人口論に関する異論をタブーともしたくない。

今年度はいわば論集の第1回とし、できれば今後とも続けていきたいと思っている。

私たちは、今年もこの政策を全東弁会員に送った。多くの会員や他の会派の方にも検討していただき、東京弁護士会全体の議論とするところを願っているからである。

都市型公設事務所への赴任弁護士の供給は、新人ばかりに頼ってはいられない。経験を活かすために中堅弁護士も進出していく必要がある。

法科大学院の教員も、初年度から人が任期満了を迎えることがある。あらたな人材が求められている。

非常勤裁判官、常勤裁判官への弁護士任官者の輩出は、必ずしも順調とはいえない。決して思切ってはいけない。

弁護士職務経験制度は、目立たないが効果を發揮しだし、その評価も高まりつつある。多様な事務所で受入を実現していく必要がある。これら人材の供給に期成会は引き続き貢献していくつもりである。

2 まもなく始まる新制度への、法曹、国民の万全の準備

裁判員制度の開始が目前に迫ってきた。年間3000件と予想される裁判員裁判に直ぐ対応できる態勢を整える必要がある。理論だけではなく、多様な研修や、模擬裁判を数多く経験し、万全に準備しておくことが大切である。

裁判員となる国民の意識改革と環境整備にも取り組みたい。安心して参加してもらえるようにしないとこの制度は動かない。法曹の果たす役割は広範に存在する。ここにもエネルギーを注がなければならない。

並行して進む刑事手続の改革にも対応しなければならない。適切な弁護活動ができるよう、取り調べの全過程可視化を実現すること、国選弁護報酬の引き上げなど、改革を進めていかなければならない。そのためには国家財政のあり方についても発言する必要がある。

第1部 期成会の基本政策

最近の情勢と期成会の基本的スタンス

年頭に当たり2008年を位置づけてみた。

①既にスタートしている諸制度への人材の継続的供給の年

②まもなく始まる新制度への、法曹、国民の万全の準備の年

③法曹人口激増への対応の年

これらの課題はいずれも、将来にわたって弁護士会が人権擁護の使命を果たすための大前提であり、2008年はすべてやり抜く年とす

べきである。

実践が求められている。単なる評論家であってはならず、ブレーキを踏んではならない。

私たちは、当面、次のことに意を注いで活動していくことを提言する。

1 既にスタートしている諸制度への人材の継続的供給

法テラスへのスタッフ弁護士、ひまわりや

まえがき

第1部 期成会の基本政策

最近の情勢と期成会の基本的スタンス	1 p
裁判員制度のスタートに向けて	2 p
憲法と国民の暮らしを守るために	3 p
取調べの全過程可視化実現に向けて	3 p
身体拘束全件を対象とした国選付添人制度の実現に向けて	4 p
男女共同参画を進めるために	4 p
弁護士業務の新しい展望について	5 p
新制度の創設や運用に適切な対応を	6 p

第2部 政策論集

弁護士人口問題について	7 p
充実した司法修習制度のために	8 p
法曹養成制度のあり方に関する試論	9 p
懲罰金等を国選弁護費用にしよう	9 p
新しい合意形成のあり方に関する方向	10 p
早急に第二会館の建設を検討しよう	10 p
財政の問題と会費のあり方	11 p
多摩支部発展の展望について	12 p

目

次

3 法曹人口激増への対応

司法試験合格者増で急激に増える新人弁護士の適正配置が当面する重要課題である。60期の就職問題は一応解消できた。来年、再来年とこの波は続く。これを吸収しつづける工夫が一層要求される。

企業、公務員等への就職は、当初の予想ほどは進んでいない。受入側の要求を常に調査しつつ、広報活動を重ね、現状を改革しながら推進していく必要がある。

日弁連は、過疎地対策に巨額の予算をつぎ込む。

法曹の質も確保しなければならない。短期化した司法修習をいかに充実したものにするかなど、実務家になる前後の法曹養成も從来にも増して工夫が必要である。

これらを推進していくことが、弁護士自治を堅持しつつ、次に述べる、憲法の基本理念を守り、人権諸課題に対応する、弁護士会の諸活動を維持、発展させることにつながる。私たちはこのことを声を大にして訴えたい。

4 当面する人権課題

21世紀は、人間の尊厳を尊重し守り抜く時代でなければならない。平和と環境という大前提を守ることにはじまり、大小多くの人権侵害からの解放と、日常的な人権擁護活動を続けていかなければならぬ。

憲法改正へのレールが敷かれつつある今日、われわれは、上記の基本認識にもとづき、恒久平和、基本的人権の擁護、国民主権の憲法の原理を堅持するための諸活動を、弁護士会から発信し、大きな国民運動としていかなければならない。

共謀罪や依頼者密告制度(ゲートキーパー)導入への動きも予断を許さない。引き続き反対運動を継続していく。

環境問題も、地球温暖化が進む中、人類全

体が大きな決断を迫られている。特に、日本の責任は大きく、弁護士会の取り組みもいつそう強化されなければならない。

格差社会はますます深刻化している。弁護士は、社会的弱者の権利擁護に多くの力を注ぐことを求められている。高齢者、障害者、外国人、子どもの人権擁護はもちろん、犯罪被害者や、ワーキングプア問題をはじめ労働者の雇用、権利擁護、ホームレスや生活保護者への援助にも大きく関与していかなければならぬ。

次々に起こる新手の消費者被害事件には、もっと多くの弁護士がかかわることが求められる。根本的な消費者行政のあり方の見直しも、現場を知る弁護士が力量を發揮すべき課題である。

5 これから弁護士会

東京弁護士会は、いまや5500人の会員を擁する大組織になった。このような大勢の会員の意見集約や、会としての意思決定は、従来の方式では限界に達しつつある。

200~500人規模の中間組織を作り、そこでの十分な討議を、代議員により反映するなどの組織改革を検討する時期にある。

あわせて、多くの課題に迅速かつ的確に対応するために、日弁連の機能強化も不可欠である。

また、会館の活用のあり方、会費、会財政のあり方も、これらと平行して見直していくなければならない。特に、激増する新人弁護士が安心して経験を積めるよう、大胆に会費を減免しつつ、多様な研修の機会を提供し、業務の紹介をすすめていく必要がある。

そのための物理的施設が不足している。新たな会館の取得に乗り出す時が来ているといえよう。

期成会は、これらの困難な課題に立ち向かうために議論を続けている。

れた制度であるかのような逆宣伝をするのは誤りである。「国民が嫌がっている」「苦役である」などの主張の根底にある国民に対する見方には賛成できない。

検察審査員経験者に対するアンケート調査では、89%が「自分も他の審査員もはっきりと自分の意見を述べていた」「議論は的を射て適正にされていた」と評価し、「検察審査員を経験して良かった」との感想を持つ人は98%に達している(2000年4月日弁連実施)。これが我が国の国民の姿である。検察審査員よりも精神的負担は大きいであろうが、大半の人が、気が重くても選任されたら眞面目に向き合い、真剣に検討に加わり、充実感を持って終えるであろうことを、このアンケート結果は語っている。

3 実践的研修の強化を

制度導入は、手つかずであった刑事手続の大きな改革へ踏みだす契機ともなった。消極面をあげて批判するだけの姿勢ではなく、新制度をどう有利に運用していくか、さらに根本的な改革をいかに勝ち取っていくか、英知を集めるべき時である。この改革の方向性にブレーキをかけてはならない。

全国で行われている法曹三者模擬裁判や公判前整理手続における問題点については、日弁連を中心検討を進め、あわせて全国各ブロックで経験交流集会を重ねてきている。これらの成果を、一人一人の弁護士のものにしていく工夫が必要である。

裁判員裁判は、まったく新しい法廷を現出する。口頭主義が原則だと舊い続けてきた我々弁護士こそ、手元の書面から裁判員に視線を移し、理解と納得を勝ち取るために優れた法廷技術を身につけなければならない。

検察の実践的研修は、弁護士のはるか先を進んでいる。日弁連、単位弁護士会等の公式なものだけでなく、会派など有志レベルにおいても充実した研修を期待したい。弁護士会は、会場の提供、講師の斡旋、宣伝や費用負担など、これら研修に積極的に協力する必要がある。

法科大学院の中にも、裁判員裁判に思いをはせ、新しい弁護技術を身につけようと、2007年6月に日弁連が出版した初めての体系的弁護技術書「法廷弁護技術」(日本評論社)を模擬裁判に活用する院生たちが出てきているのも頗もししい。

遅れているのは、我々弁護士だけ、というわけにはいかない。

4 弁護士活動への具体的な支援策を

公判前整理手続と連続的開廷に複数の弁護士が対応する態勢作りは喫緊の課題である。

裁判員制度のスタートに向けて

1 カウントダウンに入った

2008年12月には、2009年度の裁判員候補者名簿登載通知が、全国各地の人たちに届く。発足は2009年4月に前倒しされる可能性もあり、同年3月ころからの身体拘束事件は、弁護士にとっても他人事ではなくなる。

国民に対する制度発足の周知は、格段に進んだ。世論調査やアンケート結果から、参加意欲を持つ国民が増えないと評価されがちだが、この数字の読み方は大いに疑問である。

東京商工会議所のアンケートでは、回答の66%をしめる從業員数20人未満の事業所でも、約34%が「負担とは思わない」「負担は

小さく、さほど困らない」「負担は大きいが国民の義務なのでやむを得ない」と答えている。53.6%の「仕事に支障が出る」との回答が強調されるが、むしろ、3分の1が「負担はあっても参加させよう」と考えていることに、新制度に真剣に向かい受け入れようとする姿勢を感じる。「消極的参加意欲」を、制度批判の根柢にする理由はない。

2 市民参加の意義は大きい

困難な戦いの中で、弁護士会が主導して市民参加制度を実現した。このような事実を無視して、実施責任のある裁判所などが積極的に広報していることをもって、官主導で作ら

この面では、担当弁護士の日常の業務活動に支障が生じさせない支援策を早急に検討すべきである。

期成会には、昨今の事務所の大規模化に先駆けて、集団事務所の運営に長い伝統を持つ事務所が多い。事務所を超えて弁護団を組み、

短期集中で重要課題や事件に取り組むノウハウもある。私たちは、これらの経験を集約し、裁判員裁判の弁護団の組織作りや、その運営に関する情報提供を通して貢献したい。

カウントダウンに向けて、活力ある取り組みを展望したい。

理解する必要がある。また、今後も法律や政令等が改正される可能性があることから、これに対して時宜に適した対応が求められる。

第三には、割賦販売法の抜本的改正問題である。経産省産業構造審議会割賦販売分科会基本問題小委員会の2006年6月の報告書が、クレジット取引等に多くの問題点があることを指摘し、早急な対応を求めたことから、政府は割販法の見直しに着手した。

弁護士会は、この機会に実効性のある被害者対策が実現されることを目指して、更なる取り組みを強化する必要がある。

憲法と国民の暮らしを守るために

1 憲法改正に関する情勢と弁護士会の足腰の強化

2006年発足した安倍内閣は、今後5年以内の改革を目指すことを明らかにし、2007年5月「憲法改正手続法」を強行採決により成立させた。そして、2007年8月の臨時国会で、衆参両院に憲法審査会が設置され、憲法9条2項を含む改正を目指す動きは現実のものとなろうとしていた。

このような状況の下で、東弁は憲法問題について全会的な取り組みを強化すべく、憲法問題特別委員会を改組し、会長を委員長とする150人規模の「憲法問題対策センター」を発足させた。本センターの目的は、憲法改正をめぐる諸問題の調査・研究、会内合意の形成、国民への啓発と運動等である。

弁護士会が強制加入団体であることを認識し、「初めに結論ありき」ではなく、9条改正賛成論も含め広く議論を喚起する必要がある。そのうえで、2005年の鳥取の人権大会での宣言を一步進めた会内合意を形成するよう努力すべきである。

先の参院選での自民党の敗北により、憲法改正の動きは当面は止まっているものの、「新憲法制定議員同盟（会長中村根康弘）」など、憲法審査会規定を早期に制定して審査会の始動を求める動きが見られることや、民主党の中にも改憲論者は少なくないことに照らせば、決して気を緩めることはできない。

この時期こそ、弁護士会の足腰を強化するための活動に取り組む必要がある。

2 生存権を保障するために

近年、国民の間に貧困と所得格差が拡大している。

しかるに、国や自治体は規制緩和や構造改革の名の下に社会保障や医療保障を後退させている。ホームレスやワーキングプアが増加し、所得水準は低下しているにもかかわらず、生活保護基準の引き下げが検討されている。

また、要保護者からの生活保護申請を水際作戦の名の下に窓口で拒否したり、生活保護利用者に対し実態を無視した就労指導も行われている。

日弁連は2006年の人権大会で、「貧困の連鎖を断ち切り、すべての人の尊厳に値する生

存を実現することを求める決議」を採択した。

これを受けて、東京三会は昨年から生活保護110番を実施しているが、低所得層に対する広報に困難が伴うせいか、相談の数はいまだ多いとは言えない。

東弁では、いまだ生活保護に関する相談窓口はなく、この問題に取組むための研修も行われていないことから、早急に相談窓口を設置し、適切な方法による広報を行い、生活保護申請の却下や、切り下げに対する支援活動を開始すべきである。この活動を早急に軌道に乗せ、将来はホームレスの人々に対する自立支援等の活動にも範囲を広げていきたい。

3 消費者の権利を守るために

消費者問題を巡る法律の改正は目まぐるしく、弁護士会はこれに適切に対応する必要がある。

第一には、2006年5月に改正され、同年6月から施行された消費者契約法によって創設された消費者団体訴訟制度である。

この制度は、事業者の不当行為の差止請求について認められるに至ったが、今後は、制度の拡充に向けて、どのように事業者に対し不当利得を返還させたり、損害賠償を請求するなどを検討していくなければならない。さらに、適格団体又は適格団体にならうとする団体への支援活動も行う必要がある。

第二には、金融商品取引法の施行である。2006年、証券取引法は「金融商品取引法」と改められ、幅広い金融商品に関し包括的・横断的な規制を行うものとなった。投資家保護のために販売・勧誘ルールを定めるなど重要な内容を定めている。

同法は、膨大な事項について政令や内閣府令に委ねていることから、その内容を正確に

4 国民の自由を守るために

2001年9月11日の同時多発テロを契機に、世界各国はテロ防止や犯罪対策などの施策を次々と打ち出した。わが国でも「共謀罪」法案が政府によって提案されたほか、外国人の入国時に指紋等を採取して管理する入管法の改正、疑わしい取引を警察に通報させる「犯収益移転防止法」が成立した。

また、地域社会においては、「安全・安心まちづくり条例」の制定が進められ、警察と密接な連携を持った地域住民の自主的防犯活動が促進され、その結果、警察が国民のマナー・モラルの問題にまで介入したり、地域住民が相互に監視する傾向が強まっている。

これらの施策は、テロや犯罪防止の名の下に人権侵害が行われる危険があるだけでなく、監視や規制をおそれる結果、民主主義の基盤である言論・表現の自由を萎縮させかねない。

日弁連は、2007年の浜松の人権大会において、「人権保障を通じて自由で安全な社会を求める宣言」を採択し、上記の施策の有する問題点を指摘し、人権侵害を防止するための具体的な提案をした。

弁護士会は、監視社会に警鐘を鳴らし、憲法の基本的人権の尊重、立憲主義的憲法の堅持の重要性と、それが「安全」に劣後する二次的なものであってはならないこと、テロや犯罪の背景を分析し、その原因を解消することこそが大切であることを、広く国民に訴えていく必要がある。

取調べの全過程可視化の実現に向けて

1 現在の状況について

鹿児島の志布志事件、そして富山の氷見事件等冤罪事件が続発し、冤罪を生む現在の密室での取調べに対し、国民的批判が高まっている。

検察庁は、異例にも、両事件における捜査・公判活動の問題点等についてと題する報告

書を公表した。また、警察庁は、国家公安委員会の指導をうけ、本年度、取調べの監視監督機能を捜査部門以外が行う新たな制度を導入する。

これらの動きは、それ自体悪いことではない。しかし、前者には問題点を克服する制度的提案がないし、後者は身内による監視で実効性は疑わしい。追い込まれた捜査機関が取

調べの録画・録音=可視化への圧力をかわすために動いたものと言わざるをえない。

与野党逆転の参議院の状況の中で、民主党が取調べの全過程可視化法案を参議院に提出し、本格的な審議がはじまっていることに注目したい。

2 全過程可視化に向けて

現在の対決点は、日弁連が提案する取調べの全過程の可視化なのか、検察庁が試行して

いる一部録画なのか、ということにある。

東京地裁は、検察庁による一部録画の証拠価値は低いと判断した。今こそ、東京地裁のこの判断を固め、全過程可視化でなければ、任意性や信用性の問題の解決にならないことをはっきりさせる必要がある。刑事弁護の現場での徹底した実践が求められている。

裁判員裁判の実施が来年に迫る中、早急に全過程可視化法案を勝ちとらねばならない。

身体拘束全件を対象とした国選付添人制度の実現へ向けて

1 「改正」少年法の問題点

2007年11月1日に施行された「改正」少年法には、新たな国選付添人制度が盛り込まれた。同制度の導入は、国選付添人制度の実現・拡充を求めてきた弁護士会の取組の成果と評価しうるものである。

しかしながら、その対象事件は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」及び「死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁固に当たる罪」という重大事件に限定されており、親護措置決定を受ける少年全体の約7%、少年院送致決定を受ける少年の約14%にすぎない。

しかも、選任は裁判所の裁量に委ねられているため、運用によっては、重大対象事件であっても、国選付添人が選任されないという事態も想定される。

2 対象事件のすべてに国選付添人を

当面の課題として、対象事件については、すべて国選付添人が選任されるようにしなければならない。そのために、家庭裁判所と協議を重ね、被疑者段階で国選弁護人が選任された事件については、全件について引き続き国選付添人に選任する。さらに、被疑者段階で弁護人が選任されていない事件についても、積極的に国選付添人を選任するという運用を実現することが必要である。

3 全面的国選付添人制度を実現するための取り組み

国選付添人制度の対象事件を、身体拘束を受けた全ての事件にまで拡大した全面的国選付添人制度を実現するための取り組みが必要である。

そのための第1の柱は、当選付添人制度の実施・拡充である。東京三会では、2004年10月（多摩支部では2005年4月）から身体拘束事件全件を対象とした当選付添人制度を実施しており、全国をリードする役割を果たして

きた。

しかしながら、当選付添人の派遣数や派遣後の受任率は、当初の見込みを下回っており、付添人選任率も53%にすぎない（2005年度本府）。家庭裁判所との協議を積み重ね、少年に対する制度告知をより分かりやすく丁寧に行ってもらうこと、また、派遣された弁護士が原則として全件受任するよう、付添援助制度の丁寧な告知と、積極的受任へ向けた制度的工夫が必要である。

第2の柱は、当選付添人制度と、それに引き続く付添人選任を支える少年事件付添援助制度の継続である。現在、付添人選任数の約80%は付添援助制度を利用している。

この間の弁護士付添人數の増加は、付添扶助制度・援助制度を抜きには語れない。全面的国選付添人制度を実現するためにも、当面は付添援助制度を維持・拡充することが不可欠である。財源は弁護士が負担する特別会費に依存しているが、特別会費の徴収は、2009年5月までとなっている。そこで、少なくとも身体拘束全件への国選付添人制度実現まで存続できるよう会員の理解を得る努力が必要である。

男女共同参画を進めるために

1 あらゆる組織に求められる 男女共同参画社会の推進

男女が性別にかかわりなく、その個性と能力を十分發揮することができる社会をめざし、1999年に男女共同参画社会基本法が制定された。

前文では、男女共同参画社会の実現がわが国の21世紀の最重要課題とされている。職場、学校、地域、家庭その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成が求められ、政府の男女共同参画基本計画（第2次・2005年）では、政策・方針決定過程への女性の参画拡大、男女共同参画の視点での社会制度・慣習の見直し、意識の改革、雇用の分野

第3の柱は、付添人研修の充実化である。

弁護士付添人數の増加が、付添人活動の質的低下につながってはならない。付添人が果たすべき最低限の役割を周知し、さらに少年の立ち直りに有益な活動を展開するよう、多数の会員が参加する付添人研修を重ねる必要がある。

第4の柱は、弁護士付添人の活動の意義を広く市民に訴えていく活動である。少年事件に対する厳罰化の声ばかりが強調される中、少年の立ち直りを支える付添人の意義は、マスコミでもあまり取り上げられず、市民に認知されているとは言い難い。

公費支出を伴う国選付添人制度の拡充のためにには、マスコミへの働きかけ、市民シンポジウムの開催等を積極的に行い、広い市民の理解を得る必要がある。

4 被疑者国選制度の必要的弁護事件への拡大との関係

2009年には、被疑者国選弁護の対象事件が必要的弁護事件にまで拡大される。しかし、国選付添人制度の対象事件は、重大事件に限定されているため、多くの事件では、捜査段階では弁護士が国選弁護人として活動しているながら、家庭裁判所に送致されると、その国選弁護人は国選付添人になれないという状態になる。

捜査段階の弁護人は、起訴後の公判や家族送致後の少年審判を念頭において弁護活動をしているから、少年が家庭裁判所に送致されると同時に、国選付添人にはなりえないという制度は、あまりにも不合理である。

したがって、被疑者国選制度の必要的弁護事件への拡大が、国選付添人制度の拡大にとって重大な契機となることは間違いない。2009年中に国選付添人制度の対象事件の拡大を実現すべく取組を強めていく必要がある。

における男女の均等な機会と待遇の確保、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援など、12の重要課題がかけられている。

この間、官公庁、自治体、企業、その他多くの組織で男女共同参画の推進に向けた取り組みが行われるようになったが、社会全体ではまだ始めにいたばかりである。

とりわけ、弁護士会においての男女共同参画の実現は急務である。基本的人権擁護と社会正義の実現をめざし、法曹界の重要な一翼をなす弁護士は、自らの組織である弁護士会において、率先して男女共同参画の実現をめざすべきは当然である。

また、わが国では未だ性別役割分担意識が根強く残っており（司法の分野でも例外では

ない)、女性の権利救済のために、弁護士会において、男女共同参画を実現し、女性会員の声が反映される体制を整える必要がある。

さらに、今日、女性弁護士に期待される社会的役割はますます大きくなっている。女性弁護士が、弁護士会内の政策・方針決定過程に積極的に参画し、その活躍の場を広げる必要がある。

2 弁護士会における男女共同参画の現状

東京弁護士会の女性会員は、2007年では15%を占め、今後急速に増加していくことになる。しかし、女性弁護士は業務のうえでも会務の参加においても、さまざまな問題をかかえている。就職段階での差別、収入面での著しい男女格差(2002年の日弁連調査では、男性は女性の2・6倍、女性は4割以上が1000万円以下)、会務への参加、特に政策決定機関への参加の少なさ(これまで東弁会長は0、副会長6名に過ぎない)などである。

2006年3月の関弁連の「司法における男女共同参画~その条件つくり~」のシンポに際して行われたアンケートでも、以下のような実態が明らかになった。

①弁護士業務・就職活動において性差別があると感じた女性は46%、②法律事務所側は採用にあたり女性であることで影響を受けるが20%強、出産予定、育児中だと影響受けるが半数以上、③独身女性で将来業務と家庭の両立についての不安は71%。

これらの結果が、弁護士会における男女共同参画に連動し、影響を与えていると言わなければならない。そのため、同シンポでは次のような提言をした。

i 法律事務所内における性差別の待遇を防止する

ii 性差別の待遇に関する救済窓口を弁護士会に設置する

iii 弁護士会の会務や市民サービスに女性の意見が反映されるよう、意思決定機関(正副会長/常議員会)、各委員会ごとの男女割合のバランスが良いものとなるようなシステムを作る

iv 会務に参加するために家庭責任を負う弁護士へのサポート制度を設置する

v 男女共同参画基本計画を策定し、調査と見直しを継続する。

3 はじまつた弁護士会での男女共同参画の取り組み

日弁連においては、2002年5月、「ジェンダーの視点を盛り込んだ司法改革の実現をめざす決議」を採択し、2007年4月には、「憲法、国際人権規約や女性差別撤廃条約などの条約、及び男女共同参画社会基本法にしたが

って、本会における男女の人権の確立及び男女の実質的な平等を図るとともに、ジェンダー(社会的性別)に基づく性別役割分業意識・固定観念・偏見を排除し、女性会員の積極的な政策・方針決定過程への参画の拡大を実現するために」、男女共同参画施策基本大綱を制定した。

さっそく男女共同参画推進対策本部が設置され、単位弁護士会に広めるため、1年かけて全国キャラバンを実施し、2008年3月には、東京三会との懇談会が予定されている。

単位会では、第二東京弁護士会がすでに2007年1月に男女共同参画基本計画を定めて、先進的な取り組みをしている。

以上の状況の下で、東京弁護士会においても、両性の平等委員会が、「東京弁護士会における男女共同参画要綱」の制定を提案し、執行部も検討に入っている。

4 弁護士の男女共同参画推進に対する意識

残念ながら、弁護士会が男女共同参画の取り組みを、会をあげて推進するという状況にはない。弁護士の意識が影響していると思われる。

人権擁護と社会正義の実現を使命とする弁護士の多くは、男女平等に理解を示し、女性差別意識を持っている人は少ないと思われる。上記の関弁連のアンケートでも、男性のほとんどが弁護士会において男女共同参画は進んでいると回答している。

この間、両性の平等委員会が、「要綱」制定に向けて各会派と懇談した際の男性弁護士の反応をみても言えることであるが、男女共同参画推進反対という人はおらず、大きく分けて2つのパターンがみられた。

ひとつは、あまりにも当たり前のことをとして賛成する。の中にも2つあり、男女共同参画の不十分性を認識しておらず、あまり考えないで理念として賛成する意見と、現状を認識しながら、なお推進の必要性を理解し、賛成する意見である。

もうひとつは、提案自体に「抵抗」の反応を示す。これは、自分は女性差別意識は全くなく、弁護士会全体としても女性弁護士を差別・冷遇などしていないのに、どうしてこのような提案をするのかという、善意ではあるが、なかなか手強い反応である。この反応は会務に熱心に参加している男性に多い。

ここにはもうひとつ、差別・冷遇するどころか、もっと活動に参加してほしいとお願いしても、いろんな理由をつけてやってくれない女性弁護士が多いという反論が加わる。

また、男女共同参画というと、「女性優先枠」の問題だけと捉え、抵抗するという傾向も強い。

さらに、女性弁護士自身の意識も見なければならない。子育てをしながら弁護士業務も弁護士会の活動もがんばっている女性もいるが、本当は積極的に活動にも参加したいといいながら、「条件的に難しいと思っている人も多いのである。

一方、子育て真っ最中は日常業務をこなすことにも精一杯で、その後もそのまま参加する意義も意欲も感じない女性弁護士も少なくないのかもしれない。

以上のように、当たり前のことだから、この問題は異論もなく進むという見方が甘いことを思い知らされる。

常議員会や総会に正式な議題として提案された段階では、正面から「反対」されることなく可決され、その結果、例えば、男女共同参画推進本部等の体制が作られても、形だけにとどまり、実質をともなう活動ができるかどうかには、大きな不安が付きまとつ。

いずれにしても、弁護士会においても、きちんと体制作りをして、男女共同参画を進めいかなければならない。そのこと自体が、弁護士会の社会的義務であることを理解する必要がある。

そのうえで、形だけの体制づくりを進めるのではなく、これを機に会内で大いに意見交換をして、男女共同参画のための実のある第一歩を踏み出したい。

弁護士業務の新しい展望について

1 弁護士業務総合推進センターの活動

弁護士の増員については、多様な意見があるが、いまは弁護士業務の拡大を目指して真剣に取り組む必要がある。

日本弁護士連合会には、2年の期限で弁護士業務総合推進センターが設置され、広範な活動を展開している。このセンターには、弁護士就職問題、地方活性化、弁護士偏在解消促進のための経済支援策、弁護士情報提供制

度・弁護士紹介制度、研修、法的ニーズ・法曹人口調査検討、立法、人権と企業の社会的責任の評価と支援、内部統制システム、国連弁護報酬、地方自治体間与業務推進、任期付公務員・企業内弁護士推進、中小企業関連業務推進、遺言信託、求人求職情報提供システムなどの数多くのプロジェクトチームが発足している。

その具体的成果として、弁護士偏在解消促進のための経済支援策が発足し、弁護士情報提供制度もひまわりサーチとして運用が開始

された。

さらに、現在、プロジェクトチームで検討中の課題についても、今後さらに具体的に実現されなければならないものがある。

たとえば、新人弁護士の大都市だけでなく地方会における就職問題、公務員や企業などへの就職問題、弁護士となってからの法律事務所間の流動性（ミスマッチを防ぎ、希望の事務所への移動を可能にする）を高める制度や、新人を含めて専門性を高めるための研修の充実などである。

2 業務拡大へ具体的な取組みの強化を

さらに弁護士の業務自体を拡大していくた

新制度の創設や運用に適切な対応を

1 非司法競売手続について

非司法競売手続とは、一口で言えば、現在裁判所が行っている不動産競売手続の一部または全部を民営化するものである。

現在検討されている案はA～D案の4つである。A～D案の共通点は、いずれも私的実行手続（非司法競売手続）を新たに創設し、これと競売手続（司法競売手続）との選択を認めるものである。A～D案の相違点は、非司法競売手続の内容がそれぞれ異なることである。

A案は、裁判所が一切関与しないシステムを基本とし、権利の整除（後順位の権利は消除、先順位の権利は買受人が引き受ける）と債権回収とを二段階に分離することができ、債権者が簡易迅速に自己競落した上で売却して債権回収を図ることもできるとする。換価価格の下限規制を不要とし、三点セット（現況調査報告書、評価書、物件明細書）も不要とするものである。

B案は、基本的に仮登記担保と同様の実行方法によるもので、第三者への売却（処分清算）も可能とされている。適正価格に基づく清算義務はあるが、三点セット、不動産見積額の下限規制はない。

C案は、裁判所が関与すべきところは裁判所が関与し、民間が行えるところは民間が行って、より簡易迅速な実行を行うとするものである。三点セット類似の目的不動産の情報公開制度を設け、売却基準額の80%以上でなければ売却できないこととし、売却は公開オークションで行うことにより、債務者、所有者、後順位権利者の利益を保護しようとするものである。

D案は、非司法競売のメリットを最大限發揮できるように広範なメニューを用意し、それをオプションとして選択できるとするもの

めに、東京弁護士会が始めた江戸川区の債権回収業務の他の自治体への拡大や、中小企業の事業承継や、事業再生支援への弁護士の関与業務の拡大など、具体的な課題を実施していく必要がある。

また、弁護士業務をより充実させるための立法を含めた制度を検討する必要がある。

日弁連では、弁護士業務総合推進センターの役割は今後も引き続き存在するとして、現在その後継組織の検討を含めて上記課題の実施をはかっているが、東京弁護士会は独自にでも追求する必要がある。

保護法により、刑事訴訟手続への被害者参加の制度が設けられた。

この制度は、一定の犯罪について、当該被害者、その法定代理人又はこれらの者から委任を受けた弁護士が、刑事事件手続への参加を認めるものである。参加人は検察官の権限行使に意見を述べること、一定の範囲で証人尋問や被告人質問を行うこと、事実又は法律の適用について意見を述べること等が認められることになった。

この制度を導入することには、従前から刑事訴訟の構造を根底からくつがえすことであること、被告人の防衛権の侵害のおそれがあること、裁判員制度が円滑に機能しなくなるおそれがあることなど批判の多かったところである。

現在、この制度の実施にむけて規則の制定が検討されているが、弁護士会は規則制定に對して意見を述べるほか、今後の制度の運用に注視し、防衛権・弁護権の侵害や裁判員裁判への弊害が予想されるときは、その是正を求めていくべきである。

刑事手続を利用して行う損害賠償命令の申立制度も導入された。

この制度は、刑事訴訟の弁論終結までに当該裁判所に損害賠償命令の申立てをすることを認めるものである。裁判所は刑事判決告知後速やかに損害賠償についての審理に入る。その審理方式は任意的口頭弁論であり、審理回数は4回以内に制限されている。裁判は決定で行なわれ、原則として決定書を作成するが、裁判所が相当と認めるときは口頭による告知も認められている。決定に対しては異議申立が認められ、異議申立があれば決定の効力は失われ、通常訴訟に移行するが、仮執行宣言は効力を失わない。

簡易迅速に被害者救済を図る趣旨ではあるが、あまりに拙速に過ぎる感を免れない。例えば、被害者の落ち度や過失について刑事手続では被害者感情などを考慮して主張を差控えていた場合、民事手続ではその主張をする機会は保障されているのか、また刑事弁護人の権限は刑事手続終結によって消滅するか、その後の民事手続の審理（とりわけ国選の場合）ではどのように防御権が保障されるのか、身柄が拘束されている場合に出廷は保障されるのかなど多くの問題を孕むものである。

この制度についても、2008年12月中の実施に向けて規則の制定が検討されているが、被害者参加制度と同様、弁護士会は、規則制定に意見を述べるほか、必要な制度的手当を提言するなど、適切な対応が必要である。

2 被害者参加制度・損害賠償命令申立制度について

2007年6月に成立したいわゆる犯罪被害者

第2部 政策論集

弁護士人口問題について

1 法曹人口増の論拠と問題点

司法制度改革推進計画（2002年3月19日閣議決定）により、2010年ころには新司法試験の合格者を3000人程度にする施策がおこなわれており、すでに司法試験合格者（新旧合計）は、概ね2500人程度にまでなっている。

この方針は、2001年6月の司法制度改革審議会意見書の「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、2010年ころには新司法試験の合格者数の年間3000人達成を目指すべきである」、「このような法曹人口増加の経過により、おおむね2018年ころまでには、実働法曹人口は5万人規模に達することがみこまれる」という見解にもとづくものである。

意見書が法曹人口を増大すべきとする根拠は、「今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は、量的に増大するとともに、質的にますます多様化、高度化することが予想される。その要因としては、経済・金融の国際化の進展や人権、環境問題等の地球的課題や国際犯罪等への対処、知的財産権、医療過誤、労働関係等の専門的知見を要する法的紛争の増加、『法の支配』を全国あまねく実現する前提となる弁護士人口の地域的偏在の是正（いわゆるゼロ・ワン地域の解消）の必要性、社会情勢や国民意識の変化を背景とする『国民の社会生活上の医師』としての法曹の役割の増大など、枚挙に暇がない。」というものである。

地方に限らず大都市においても、今なお、法律専門家の援助が必要な場合であっても、種々のアクセス障害のため依頼できない実情があることなどから、弁護士増員を司法制度改革の重要な柱とするのは当然である。

しかし、このような法的需要に対応するため、年間3000人程度の司法試験合格者（＝法曹資格者）を生み出し、おおむね2018年ころまでには、実働法曹人口を5万人規模にする必要性については明確ではない。

また、「法曹人口の増加」といいながら、この間の弁護士人口の飛躍的ともいえる増大に比して、裁判官・検察官の増員は微々たるものでしかなく、弁護士人口のみの大量増員は様々な問題を提起している。

2 日弁連等の取組み

日弁連は、2000年11月1日の臨時総会において、「法曹人口については、法曹一元制の実現を期して、憲法と世界人権宣言の基本理

念による『法の支配』を社会の隅々にまでゆきわらせ、社会の様々な分野・地域における法的需要を満たすために、国民が必要とする数を、質を維持しながら確保するよう努める。」と決議した。

日弁連と各単位会および各弁連は、市民にとって身近で利用しやすい司法を実現するため、国民が必要とする数を質を維持しながら確保することに努力してきた。

審議会意見書が指摘しているゼロ・ワン地域の解消などの弁護士過疎対策は喫緊の課題であるが、弁護士会をはじめとする関係者の努力により、現在、ゼロ・ワン地域は約30か所にまで減少している。約90か所のひまわり公設事務所や法テラスの展開などにより、ゼロ・ワン地域の解消と過疎対策は、一応の目途がついたとも言える状況になっている。

また、「過疎」ととはいえないまでも、弁護士が少なく司法サービスの格差が存在する「偏在地域」においても十分なサービスが提供できるようにする偏在対策は引き続き重要な課題であることはいうまでもない。日弁連は、弁護士偏在解消のための経済的支援策（5か年計画で弁護士1人当たりの人口3万人以上の地域を解消し、これ以外にも偏在地域を解消しようとするもの）を策定し、この課題に大きな力を注いでいる。

このように多額の資金や労力を投入し、心血を注いで弁護士の過疎・偏在対策を進めている弁護士会の活動は、高く評価されるべきである。

なお、各都道府県内における偏在問題は、地裁支部の廃止や簡裁の統廃合等、国の司法サービス基盤じたいが偏在化していることも一因をなしていると考えられる。この偏在解消のためには、裁判官・検察官を増員して司法サービス基盤の改善を図ることが不可欠であり、これを抜きにして、弁護士・弁護士会の努力だけでは解消しがたいことも強調すべきであろう。

3 専門家の必要性・新しい弁護士の需要について

専門的知見を要する法的紛争の増加に対応できていないという見解に対する検証は、未だなされていない。

今日の情報伝達技術の飛躍的発展、交通網の充実という現状から見れば、全国あまねく、これらの専門的知見を有する弁護士が必要であるとも言えない。地方においては、件数の少ない専門案件を処理する弁護士が経済的基

盤を確立するには困難が伴うであろう。

弁護士人口のいわば爆発的増大策の根拠とされていた企業や国・地方公共団体、その他の民間団体での採用も含めた弁護士の需要は、「3000人」の前提となった想定とはかけ離れた状況にあり、近い将来においても、「想定」された状況に近づく可能性も極めて低いと考えられる。

4 修習生の就職問題について

いわゆる2007年問題については、弁護士会関係者の努力により、「大量の就職浪人発生」を一応回避することができたが、「初任給」の低下傾向は歴然としており、一部には無給（「事務所内独立採算型弁護士」）で採用されている弁護士も出始めている。

2008年度以降においても、一人ないし小規模事務所での新人採用や「事務所内独立採算型弁護士」としての採用という方法で回避できるかどうかは、2008年度以降の採用予定に関する調査結果等からすると、弁護士会の最大限の努力を前提としても、悲観的に捉えざるをえない。

5 弁護士人口問題への取組みについて

過疎地のひまわり公設事務所等においては、数週間先にしか面談できないなどの実情があり、過疎・偏在対策は引き続き重要な課題である。

また、2009年春からはじまる裁判員裁判と、被疑者国選の大幅拡大等に対応する体制を確立することができるのかという重要課題や、弁護士会あげての業務拡大に関する取組もあり、現時点において、弁護士数が供給過多であるとまで断言することはできない。

しかし、過疎・偏在地域をはじめとして、法的支援を望んでいるのにそれを受けられない人々が多数いることを根拠に、引き続き大量増員すべきである、とする見解に与することはできない。

弁護士増員は、過疎・偏在解消の一助になるものであることはまちがいない。しかし、「過疎・偏在」は、法的需要の格差、紛争案件の差異、弁護士の家庭生活や文化的要求等により生じているものであるから、若手を中心とした偏在地域で弁護士業務をする意義や生がいがわかるようにするとともに、経済的・技術的支援をするなどの意図的取組みによって解消されるものである。

偏在解消のための必要人数も数百名程度であるとされており、偏在対策のために弁護士の引き続き大量増員が必要であるとは考えられない。もっとも、法的需要の量が人口に比例すると考えられる案件もあるが、法的紛争の多くは、経済活動の規模・水準等に規定さ

れどおり、わが国において、経済活動が活発な大都市圏とそうでない地域との経済格差がある以上、それによる弁護士数の地域格差はやむをえないものがあり、「完全な偏在解消」はそもそも不可能である。

過疎・偏在地域での弁護士業務内容のうち多重債務に関する案件が相当程度を占めており、上限金利の引下げによって、いわゆる「過払金バブル」が早晩はじけることは明らかであり、これによっては、弁護士が業務拡大努力をしても、過疎・偏在地域での弁護士の経営基盤が充足できず、当該地域に定着できないおそれもある。

また、大量増員の前提としてあった法的需用についての認識に齟齬があったことは間違いない。例えば、日弁連業務総合推進センターが2006年に上場会社をはじめとする国内企業約3800社、外資系企業約1500社、全国の約850自治体、46省庁を対象としたアンケート結果では、今後5年間の弁護士採用予定数は200名あまりでしかない。

新人弁護士の給与が低下しているだけではなく、東京等においては中堅以上の弁護士の「窮乏化」も生じていると言われている。これは、訴訟事件の新受件数等の統計数値を、弁護士人數で除した数が低下していることからも、それなりの裏付けがあるといえる。

弁護士・弁護士会による法的需要のいっそりの掘起し、あるいは業務拡大努力を前提としても、なお大量増員による量的・質的弊害が十分予見されるのである。

そうだとすれば、先見性をもって、法曹人口=弁護士人口に関する政府の方針に対し、「軌道修正」を求める取り組みも進める必要がある。

現時点においては供給過多とは断言できないこと、あるいは2009年春からの新制度下での十全な刑事弁護体制を確立できるかどうかの不透明さがあることをもって、将来の弁護士人口の適正数、司法試験合格者数についての検討や、その結論にもとづく行動を先送りするようなことがあってはならない。

弁護士会は、弁護士の質を維持するための研修を積極的に展開し、併せて弁護士の質の検証作業を鋭意進めているが、弁護士の質の歴史的・相対的検証は容易ではなく、質の検証作業を待って、数についての取組みをするのではなく、日弁連においても、最近の弁護士増員の結果の各単位会における状況等を踏まえるとともに、企業や団体、地方公共団体及其他民間団体及び市民の弁護士業務に対するニーズの実態、隣接他士業の存在の影響等を総合的に検討して、積極的に弁護士の数についての提言をしていくべきである。

法曹（弁護士）の数は、法曹（弁護士）が決めるのではなく、主権者たる国民が決める

ものであっても、弁護士会が努力と検証の結果にもとづいて意見を述べることは責務でさえある。

6 法科大学院の定員について

弁護士人口の問題と不可分の関係にあり、法曹養成制度の一環をなす法科大学院の定員の問題についても、その卒業者の相当数を司法試験に合格させる必要があるという観点から、その適正人數についての問題を提起する必要がある。

法科大学院制度は、これまでの司法試験という「点」によって法曹養成対象者を選抜す

るのではなく、「面」あるいはプロセスで法曹を養成するための中核的な役割を果たすものである。この卒業生の4割程度しか新司法試験に合格できないのであれば、法科大学院は法曹養成機関とはいえず、また、その教育内容についても、「新司法試験対策」にウェイトを置かざるをえなくなってしまうおそれもある。

弁護士会は、概ね7割程度が司法試験に合格することを前提にし、適正な司法試験合格者数から逆算される法科大学院定数についても意見を述べるべきである。

（前田茂 31期）

充実した司法修習制度のために

1 司法修習生の配属状況について

法科大学院生が初めて司法試験を受験した新60期は、2006年12月27日に137人が東京弁護士会に配属された。これに先立ち、現行60期生は同年6月から123人が配属されており、従って、60期配属は合計260人であった。

新61期は2007年11月27日に178人が東京弁護士会に配属され、これに先立つ現行61期配属は67人、従って、61期配属は合計245人である。

ちなみに、東京弁護士会に対する配属数は、10年前の50期、51期、それぞれ75人、72人と比べると大幅増加となっている。

2 プログラムの内容

現行修習生については、1クールは3ヶ月であり、個別指導弁護士による国選事件の受任からの弁護活動、民事模擬裁判を始め、社会的施設見学懇親旅行、刑事・民事セミナーなど、個別修習および合同修習がこれまでどおり実施されている。

新修習は、1クールが2ヶ月と短縮されたため、民事事件はもとより、刑事事件（国選事件など）でも、1クール以内で終了する事件がほとんどない状況にある。また、個別指導弁護士による指導を優先させるため民事模擬裁判を実施する時間がない。そこで、民事模擬裁判は、選択型プログラム期間中に希望者のみに提供することになっている。

さらに、新人弁護士研修プログラムに多くの国選事件が配点されているため、これと新修習、現行修習が並行して行われる12月頃から半年間は、修習のための国選事件が枯渇するおそれも生じている。

3 改善を要する点

個別指導弁護士の確保は、最優先の課題である。指導弁護士は実務経験7年以上が最低

限の要件であるが、経験10年から20年程度が最も適任である。この世代は、弁護士会活動を含め、様々な分野において活躍中の世代でもある。困難はあるが、指導弁護士を最も毎年250名から300名は確保しなければならない。

新修習は2ヶ月の短期間であるため、指導弁護士による修習を最大限充実させる工夫が必要である。刑事国選事件については、法テラスとの連絡を密にして、国選事件の確保をスムーズに行う必要がある。

また、指導担当弁護士に加えて、指導協力弁護士体制を充実させて、民事保全・執行なども含めて、指導担当弁護士に適切な事件がない場合には、協力弁護士の事務所で経験させる等の支援体制が重要である。

4 将来展望（るべき司法修習制度）

日本の司法修習制度は、法曹三者すべてのOJTを実施する点において、世界的にもあまり類がない貴重な制度である。この制度は存続させなければならない。

法科大学院制度が導入される際に確認された、「法科大学院において司法研修所前期レベルまでの実務教育を済ませて司法試験に合格してくる」という理想は、現実には困難に陥るとしている。やはり司法試験の受験勉強のために実定法の勉強に集中する学生たちが殆どだからである。現状は、実務家教員の数、内容をみても法科大学院における実務教育は理想にはほど遠いものがある。

国民生活に広く法律サービスを行き渡らせることが司法制度改革の目標とされているが、その法律サービスは量だけでなく、質が良好でなければならない。そのためには、司法修習生が最低限必要な実務を修得する機会を十分に保証しなければならない。司法修習制度は、法科大学院教育の現実を踏まえて、研修所集合修習として前期（実務への導入）、

後期（実務のしめくくり）とも実施すべきであるし、実務を学ぶ1クールは3ヶ月を確保すべきである。したがって、司法修習期間は全体で1年6ヶ月とすべきであり、集合修習実施のためには物理的に司法研修所施設を充実すべきである。

さらに、この期間については、修習生の生活保障となる給費制は維持すべきである。法科大学院の費用に加えて、修習期間の生活費の負担という過剰な経済的負担を強いる貸与制に移行すべきではない。

（立石則文 31期）

法曹養成制度のあり方に関する試論

試論であることのお断り

この論考は、司法改革の成果を否定し、今後の進展に反対しようとするものではない。それとは無関係に、法曹養成制度を検討する材料を提供するものにすぎないとお断りしておく。

前者の「研修弁護士制度」は、新司法試験の合格者に対して行われている1年間の司法修習が、時間的制約から消化不良を起こしているのではないかという問題意識に立ち、それを改善する方策として考えたものである。

これに対し、「司法試験の純粋資格試験化」は、法科大学院→新司法試験という新しい法曹養成の流れを重視し、これを純化させようという考え方に基づくものである。

1 研修弁護士制度の創設

司法修習生の数に法曹養成制度の機能的限界からくる定員を設け、司法研修所では裁判実務を念頭においていた講義と実務修習を行い、裁判実務を行う法曹有資格者（二回試験合格者）に限って裁判官・検察官・弁護士の資格を与える。

そして、弁護士の場合には、登録後3年間は特別の弁護研修を義務付ける。ただし、その間、5年以上の実務経験を有する弁護士の経営する法律事務所に就職し、またはその者と共に経営を営む場合には、一部の研修を免除される。

弁護研修を義務付けられた弁護士は、研修弁護士と呼ばれ、日本弁護士連合会の会員名簿に登載されるほか、研修弁護士名簿にも登載される。弁護研修を修了し試験に合格した

者は、研修弁護士名簿から削除される。

研修弁護士に対する弁護研修は、日弁連弁護士研修センターを独立の公益法人とし、そこが実施する。

2 司法試験の純粋資格試験化

法科大学院は、従来の前期修習程度の教育を施すことなど、高い理想のもとで発足した。しかし、新司法試験の合格率が低すぎることから、現実的には、想定した実務家教育を行うことができず、受験予備校化している。

この状況を改善する一つの方策として、新司法試験を純粋な資格試験とすることが考えられる。

法科大学院においてもコア・カリキュラムの策定が提言されているが、新司法試験でも、法律実務家として最低限求められる知識と技能の達成度のみをテストすることとするのである。

こうすれば、法科大学院では本来の理念に従った教育をすることができる、新司法試験合格者も、実務家になるのにふさわしい人が選ばれてくることになる。

この方向を目指す場合、第一にしなければならないのは、法律実務家として最低限求められる知識と技能が何であるかを共通認識化することである。

そして、第二には、司法研修所のあり方の見直しである。司法研修所という入れ物によって司法試験合格者の数を制限することができなくなるから、希望者に研修を提供する機能だけ持てばよいことになる。

（安藤朝規 35期・清田広道 39期）

懲罰金等を国選弁護費用にしよう

1 刑事弁護の量的拡大の必要性について

弁護士及び弁護士会は、今時の司法改革により、在野法曹という基本的な理念に立脚しつつも、市民のための司法を目指すという意味で、今まで以上に公的な役割を期待される立場になった。

特に、2009年に始まる裁判員制度は、刑事裁判に対する市民参加に道を開くもので、弁

護士及び弁護士会は、その環境整備に積極的に尽力しなければならない。

また、被疑者国選制度の本格実施を間近に控え、刑事案件における弁護活動に果敢に取り組む弁護士を多数輩出することが喫緊の課題となっている。さらに、法テラスの設立に伴い、国選弁護と法テラスとの関係も議論されている。そして、これら一連の課題について、弁護士会は、模擬裁判やシンポジウムなどで積極的に活動してきた。

しかし、その一方で、国選弁護人制度を経済的に支える国家予算としての措置は、必ずしも弁護士及び弁護士会の活動を支援する態勢になっているとは言い難い。むしろ、当番弁護をはじめ金銭的出損は、国家からの支援よりも、弁護士会が会員から徴収した資金において運営する形で進んできた。現実的な選択としてはやむを得ない部分もあったとは思うが、刑事弁護を真に充実させるためには、弁護士自身の経済的負担という仕組みは、将来における刑事弁護の量的拡充の点から、限りに来ている。

そこで、弁護士会としては、恒常的に、刑事弁護に関する国家予算を研究し、弁護士及び弁護士会の国選弁護人活動をバックアップするための提言等の活動を、積極的に実践すべきである。

2 刑事弁護関連予算の獲得に向けて

平成19年度一般会計予算（法務省）の歳出において、国選弁護に関する費用は、国選弁護人確保業務委託費として、金100億9344万1000円が計上されており、その内訳は、法テラスの同年度終始計画書によれば、国選弁護人確保事業経費として78億5000万円、国選弁護人確保業務に係る一般管理費として22億4400万円となっている。したがって、その内訳はともかく、国選弁護費用は、約100億円程度の費用で運営されていることになる。

そして、この費用は、一般会計予算から支出されるものであり、現在、膨大な借金財政に苦しむ国家予算の中で、単に刑事弁護の必要性・重要性を高く述べたとしても、それだけでは予算拡充に十分な対応ができない。

ところで、平成19年度の歳入の中で、懲罰及び没収金として944億4729万円4000円、すなわち、約950億円が計上されている。

そこで、この懲罰及び没収金を、一般財源としつつも、一定の使途目的で縛りをかけ、その一部（例えば、3割）を刑事弁護人報酬の財源とすることを目指すことが考えられる。ちなみに、反則金については、内閣府、総務省及び財務省所管の予算として、「交通安全対策特別交付金勘定」（歳入）914億3655万1000円、（歳出）852億3538万6000円が計上され、「交通安全対策特別交付金」という目的で、その使途が決められている。

要するに、懲罰及び没収金は、賄罪寄附とは性質を異にするが、刑事手続上生じた金銭であり、これには、刑事手続の訴訟追行者である弁護士の活動が必要であった。したがって、懲罰及び没収金は、一定割合を必ず起訴前・起訴後の弁護人活動の費用に充てる、あるいは、全額を弁護士費用に充てること（言わば、「訴訟手続進行円滑特別交付金勘定」）

とでも言おうか)を、積極的に探っていくべきであると思われる。

この点、たしかに、国家予算における一般財源化が声高に叫ばれている中で、このような予算獲得方法は、時代に逆行しているようにも見えるが、これまでの弁護士会は、真摯に刑事弁護の必要性を唱えることに力点を置いていたために、かえって具体的な予算獲得

への意識が希薄になってしまったとも思われ、むしろ、この機に積極的に予算のあり方についても意見を述べていくべきである。

そして、その実施のためにも、弁護士会及び日弁連は、刑事弁護人報酬をはじめとする国家予算につき検討する組織を作り、早急に予算獲得に向けた活動に着手すべきである。

(三澤英嗣 48期)

新しい合意形成のあり方に関する方向

1 合意形成のあり方の見直しの必要性

弁護士会の合意形成のあり方を見直さなければならぬ時期がいずれ来る、と言われ統け、そして今日に至った。いまや「その時期」である。

その主な理由は、以下の3つであろう。

第1は、会の意思決定が迅速になされなければ社会の要請に応じられなくなっていることであり、第2は、会員の増加であり、第3は、第2の点にも関連するが、弁護士会の内外の状況に基づく弁護士自治の危機である。

上記第1の点と第2の点の折り合いをつけるだけであれば、すなわち、会員が増加する中で機動的な意思決定を行うというだけであれば、会内民主主義の理念は損なわないような「仕組み」を作つて合意形成過程を簡素化すればよいと考えられる。

しかしながら、これでは済まされないところに、弁護士会という組織の宿命的なつらさと柔軟なさがある。執行部が迅速に意思決定をする民主的な「仕組み」を作つて迅速に行動した場合、価値観の多様化した今日の会員たちは、その「仕組み」の中で自らの意思が反映されていると「みなされている」と反発し、そのような弁護士会そのものに背を向ける可能性が多分にある。否、現在の「仕組み」の中においてさえ、既にそのような状況は生まれつつあるのである。

これが、前記第3の点、すなわち弁護士自治の危機にかかる問題である。

2 合意形成のあり方に関する方向性

会員が急増する中での合意形成を考えるうえでは、会内民主主義を形式的に満たすだけでは足りないのであって、実質的に弁護士自治が崩壊しないような制度を構想することが必要である。すなわち、会員一人一人が、参加しているとみなされるのではなく、実質的にも参加することになる制度でなければならない。

このような観点からすれば、具体的な制度の内容はともかくとして、少なくとも進むべ

き方向は明らかであろう。会員相互に顔の見える程度の大きさの組織が弁護士会運営の核となり、各会員の意見を吸い上げ、各会員はこれに参加する、という方向に進むべきことになる。

組織が巨大であれば、会員一人一人の参加は現実的には不可能であり、参加していると

みなされる制度による運営を行わざるを得ないからである。その上で、もちろん、単位弁護士会という組織の一体性は保持されなければならないから、核となる組織の意思を弁護士会に反映するための代議員制等の「仕組み」は必要となろう。

そして、その「仕組み」は、このように一見屋上屋を重ねるように見える制度の下で、あくまで迅速な意思決定ができるようなものでなければならないのである。

期成会では、数年前から、このような問題意識に基づき、弁護士会に設けられるべき中間的組織について検討を行っている。

これからは東弁においても、上記のような問題意識の下、弁護士会の新しい合意形成の具体的なあり方について、早急に検討する必要があろう。

(増岡研介 41期)

早急に第二会館の建設を検討しよう

1 現会館は狭くなっている

13年前に現会館を建築した際には、いまのような弁護士大増員時代が来ることは全く予想されていなかった。

ここ数年、新会員数は急激に増えており、本年度は約460名である。会館が手狭になってきたと実感する会員も多い。3000名時代を迎えるれば、新会員はさらに大幅に増え、それにともない委員会数および委員会活動の増加、各種研修、弁護活動のための会議・集会、会派の会議・活動の増加等による会館利用の大幅増加がみこまれる。

さらに大増員された修習生の弁護修習のための利用も考えれば、一般会員の会館利用を大幅に制限せざるをえない事態が予想される。弁護士室も手狭になり、相談室の数も不足する事態に立ち至るであろう。

さらに、弁護士会の事務量の増加、それにともなう事務職員の増員もみこまれるが、今でさえ手狭な事務スペースに、これ以上事務職員を詰めこむことは無理である。さらにクレオに至っては、とても需要に応ずることはできず、東京弁護士会の臨時総会の開催にも苦労するほどである。

こうした種々の傾向はますますひどくなると思われる。かくては、安くない会費を徴収しながら、会員が満足に利用できない会館しか提供できることになり、会員の不満が噴出することが予想される。

2 第二会館を建設しよう

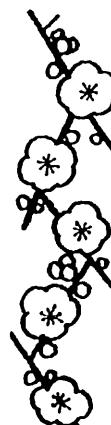
これを回避するためには、会員の利用できるスペースをふやすこと、すなわち第二会館を確保するほかに方策はないと思われる。そ

れも、団体周辺に、それが無理でも現会館にできるだけ近い場所に確保する必要がある。我々は遠くない将来に必ず来る会員1万人時代を想定して、それに見合った規模の第二会館を早急に手当すべきである。

幸いにして本会の会館特別会計には2006年度決算で約45億円が蓄積されており、本会館および第二会館の今後の維持修繕費を控除しても、第二会館の取得費は十分に捻出できると思われる。

今がまさに、第二会館の確保を真剣に検討するときである。

(吉羽真治 24期)



財政の問題と会費のあり方

1 財政の問題点

東京弁護士会の財政には、以下のような問題点がある。

- ①役員が1年で交代するため一貫した財政政策がないこと
- ②日々の緊急の要請に応じるため、原則を外れた財政支出が行われること
- ③会館特別会計に膨大な資金が蓄えられ、これが活用されていないこと
- ④多摩支部会計、一弁、二弁との共同の法律相談事業、合同図書館、講堂など他会と共同会計処理、および多数の特別会計が存在するため、財政の透明性が図れないこと

新公益法人会計規則への準拠はもとより、上記問題点については抜本的な改革が必要であり、これまでの思考や会計の枠組みから脱却した対策が求められている。

2 会費問題の視点

社会経済の大変革、とりわけ弁護士人口の急増の中にあって、会員の経済的状況も一様ではなく、また、弁護士会の役割の飛躍的拡大は会財政を肥大化する傾向にある。このような状況を背景に、ここで提起したい会費問題の視点は、①会員間における会費負担の公平性の確保と、②弁護士収入の減少傾向をふまえた新入会員・若手会員など経済的に厳しい会員の会費負担に対する配慮である。

会務の広範な拡大により東京弁護士会の財政規模は年々膨張しているが、これを支える一般会費は月額1万8500円(特例会費を除く)であり、日弁連会費を合わせると、一般会員は、月額3万8100円(登録4年6月までの特例会員を除く)を支払っていることになる。

他会よりも低額であるとはいえ、年額45万7200円もの会費負担は、社会一般の感覚からすると高額であるから、常に公平性や会員の負担能力を検討しておかなければならぬ。強制加入団体である以上、誰もが公平感をもつ会費制度でなければならず、他方では、誰もが無理なく支払える金額でなければならないという、二つの要請に応える必要がある。

3 会費負担の公平性の確保について

(1) 会費に依存する財政構造

さて、東京弁護士会の2006年度一般会計決算によれば、当期の純収入16億3861万円に対し、会費収入は9億7209万円であり、その割合は59.3%である。2005年度においては、同じく収入15億2630万円に対し、9億3700万円であり、61.4%であった。全員が負担する一

般会費は総収入の約60%であり、基本的にこれに依存する財政構造となっていることが分かる。

なお、会費収入に次いで多いのは、①会員特別負担金(事件受任手数料、破産管財人等負担金、会務活動等負担金)の3億5833万円、②法律相談料の9954万円、③各種手数料8044万円である(いずれも2006年度決算額)。これらも会員が負担するものであるが、それは事件収入に対応するものや、業務に関する照会手続などに関するものであり、全会員が等しく支払うものではない。

会費に依存する構造は、第一東京弁護士会(2005年度決算によると、当期収入7億6316万円に対し会費収入は5億9166万円であり、その割合は77.5%である)、第二東京弁護士会(当期収入8億2102万円に対し会費収入は6億5027万円であり、その割合は79.2%となる)も同様であり、東京弁護士会以上に会費の率が高い。

大阪弁護士会は特異である。2005年度決算によれば、(比較のために、特別会費と預金取り崩し収入等を控除した)当期収入13億8918万円に対し、一般会費収入は5億4802万円であり、その割合は実に39.5%と低い比率を示している。他方で、大阪弁護士会は負担金収入が多く、管財人報酬負担金等は7%であり、破産管財人以外からも徴収している(東京弁護士会は5%であり、しかも破産管財人以外からの納付は少ない)ため単純には比較できないが、負担金収入は東京弁護士会の2倍を超える6億6091万円にも達している。

また、法律相談関係の収入についてみても、東京弁護士会の1億1170万円に対し、大阪弁護士会は5億3761万円もの収入を計上している。

このように東京三会の一般会費に依存する財政構造とは違うことが分かる。これは受益者負担的な考え方が徹底しているためと考えられる。

(2) 考えるべき視点と会費の値下げ

会員数が激増し、様々な弁護士業務の形態が生まれているなかで、会員一人ひとりの弁護士会との関係も多様なものとなっている。弁護士会が設置する法律相談等を担当して相談料や弁護士報酬を得ている会員もあれば、そうでない会員もある。事件処理のために照会制度を利用する会員もあれば、まったく利用しない会員も多い。また組織内弁護士として弁護士業務に従事しない会員も増えている。一般的に、会務との関わりが希薄になれば、会費に見合うサービスを受けていないと感じる会員も多くなることは必然である。

このような傾向を考えると、誰もが平等に負担しなければならない一般会費による収入が、収入全体の中で高い割合を示す状況はいつまでも放置できない。会員数が増加し会費収入が増えているのに会費は減額されないとか、東京弁護士会のスケールメリットがないという不満を生み出すことは不可避である。やがて、それが弁護士会はいたずらに活動を拡大して財政を膨張させているとして、強制加入制度に対する反発を招くことになりかねないのである。今後、会員数の大幅な増加により会員一人当たりの弁護士会との関係は必然的に希薄になるから、この傾向はますます強まると考えるべきである。

その意味では、会費の額は、弁護士会との関わり(とりわけ受けるサービス)の程度によって合理的な差を設ける必要もある。高額な一般会費を徴収し続けることは不平等となることも銘記すべきである。

そうすると、一般会費を値下げするとともに、他方でこれまで毎年のように言われてきたところであるが、「会費外収入の増大を図るべきである」ということになる。会費外の収入といつても、管財人等の負担金、会務活動等負担金、法律相談料、事件手数料、照会請求手数料、会館使用料など大部分は直接・間接的に会員が負担するものであるため、理解を得ることに難しい面もあるが、これをいっそう拡大する必要がある。

(3) 受益者負担の徹底

そこで、受益者負担的な観点を導入し、一般的な会費以外の負担金等の徴収を徹底することを提案してみたい。具体的には以下のようない提案である。これは他方では会員サービスの低下につながるものであるが、これによって一般会費の値下げが実現できれば歓迎されると考える。

①大阪弁護士会にならって、まず管財人等の負担金の会費化と、その割合を5%から7%とする。

②法律相談、事件受任手数料を10%から15%とする。

③義務研修を除く研修を有料化する。

④各種手数料を値上げする。

⑤会務活動負担金を5万円から10万円に値上げする。

4 選択会費制度について

会員は経験年数、収入、男女の別、業務慣習の別によって会費の負担能力は自ずから違うし、負担意欲にも温度差があるから、これら事情を加味した会費制度構築することも将来的に検討したい。

例えば、一律定額の会費(例えば1万円)をベースに、これに前記諸要素を加算して個別に会費の額を算定する方法である。あるいは

は、消費税のように売上げの1%を会費とする応能負担制度や、弁護士会とのかかわり、利用の程度に応じて会費の額を選択できる制度も考えられる。

会員は権利も義務も形式的に平等でなければならないという伝統的な思考方法には馴染

めないかもしれないが、例えば、自動車の保険料のように、一律定額ではなく、運転者の年齢や事故歴、あるいは走行距離に対応するなどと同様に、大胆かつきめ細かな発想も必要であろう。

(並木政一 31期)

もはや、「東京における第4の弁護士会」とも言うべき多摩支部が、今後、市民の法的需要に合わせ、また多摩地区での独自の要素を反映させながら発展を遂げていくためには、支部ではなくひとつの弁護士会として将来的な独立を視野に置いていた活動が求められる。それが東京全体の市民に対する法的サービスの向上に繋がることは間違いない。

2006年には20億円を投じ単独して立川の弁護士会館を取得することさえ決定した東弁が、イニシアティブを取ることが求められている。

(大森頭 53期)

メモ

多摩支部発展の展望について

1 弁護士会多摩支部の歴史

多摩地区には、現在、26市、1町、1村があり、約400万人の市民が生活をしており、東京都区部とは別個の大生活圏を形成している。

この多摩地区には、東弁、一弁、二弁のそれぞれが多摩支部を置き（ただし、一弁は委員会としての扱いである）、協力して東京三会多摩支部（「弁護士会多摩支部」）として活動し、この地域での弁護士会活動を全般的に担っている。

弁護士会多摩支部は、1998年4月1日に発足し、本年で10周年を迎えるが、同年以前は弁護士会の支部ではなく、地元の弁護士によって自発的に組織された三多摩クラブが代替的機能を営もうと努力してきた。

三多摩クラブが創立40周年を迎えた1989年に、多摩地区に弁護士会の正式な支部を設置するべく運動がはじまり、その後、10年をかけた運動の結果、現在の弁護士会多摩支部が設置されるに至ったのである。

この10年の間に、三多摩クラブでは、弁護士会専用ビルの建設を計画し、三多摩クラブの会員を中心に、200名余りの賛同者から6000万円を超える資金の提供を受け、これを会館建設基金の中核として1998年8月、多摩弁護士会館が完成した。

現在に至って、多摩支部会員数は、東弁が784名、一弁が262名、二弁が157名で、合計784名であり、会員数からすれば東京三会、大阪、名古屋、横浜に次ぐ規模となっている（もっとも、このうち、多摩地区に事務所を有する多摩支部会員は254名、事務所を有するが会員ではない人は104名）。

2 増え続ける法的需要

上記のとおり、東京都民の大生活圏となった多摩地区では、法的需要も拡大し、東京地方裁判所八王子支部における事件数（民事事件、刑事案件。家庭裁判所八王子支部での家事事件も同様）は、常に全国で4位ないし6位であって、ここからすれば裁判所の本庁が設置されるべき状況と言える。

増え続ける法的需要に応えるべく、2009年には、裁判所八王子支部が立川に移転することとなり、増加する事件に対応すべく裁判所

の組織も拡大する（現在、3部ある刑事部は5部に、現在4部ある民事部は5部に増やされると思われる）。

弁護士会の法律相談センター、ならびに法テラス多摩（立川出張所を含む）での法律相談件数もそれこれが年間約5000件にのぼり、この件数は、法テラス東京地方事務所の四谷での相談件数（3643件）や、神奈川（川崎、小田原を含む）3606件、埼玉（川越を含む）2858件）、福岡（3116件）、札幌（4032件）を超える。

また、弁護士会多摩支部も成長を続けていく。弁護士会多摩支部では、2005年度から、多摩支部独自の就職説明会を開催するようになり、2006年度は62名の修習生が、2007年度は現行61期で30名の修習生が参加した。司法試験の合格者数が3000人規模に拡大することとされているが、弁護士会多摩支部はますますその陣容を大きくすることが予想される。

このように多摩地区の法的需要と、弁護士ならびに弁護士会としての活動は発展性に満ちている。

3 弁護士会多摩支部の発展のために

現在、弁護士会多摩支部では、東弁、一弁、二弁のそれぞれの支部会員を中心として活動しており、それぞれの会が支部長及び副支部長を出して執行部を構成し、そのもとに11の委員会や各種協議会などがある。これはいわば「第4の弁護士会」としての様相を呈している。

弁護士会多摩支部で日々活動する支部会員の間では、自分がどの弁護士会に所属しているかということよりも、支部会員であるという自覚のほうが強い。

しかしながら、弁護士会多摩支部はあくまで支部であり、本会の一部に過ぎず、多摩支部での意思決定やその遂行は、常に東京三会との調整が必要とされる。三会で足並みがそろうとは必ずしも言えず、東京三会の意向に「翻弄される」場面もある。特に、立川における多摩支部会館建設問題では、50年以上に亘って綿々と続く多摩地区での弁護士たちの活動の歴史に照らし、必ずしも多摩支部の意向を十分に汲んだとはいえない意思決定がなされた。

